

事務連絡
平成23年5月23日

地方厚生(支)局医療課
都道府県民生主管部(局)
国民健康保険主管課(部)
都道府県後期高齢者医療主管部(局)
後期高齢者医療主管課(部)
都道府県後期高齢者医療広域連合事務局
全国健康保険協会
健康保険組合

御中

厚生労働省保険局保険課
厚生労働省保険局国民健康保険課
厚生労働省保険局高齢者医療課

東日本大震災により被災した被保険者等に対する一部負担金等の
免除措置の申請に関する取扱いについて

東日本大震災により被災した被保険者等に対する一部負担金等の免除措置の申請に当たっては、主たる生計維持者の行方が不明である場合は、免除対象となる被保険者等である事実を確認できる書類として、「警察等に行方不明者に係る届出をしていることが確認できるもの」をお示ししているところである（「東日本大震災により被災した被保険者等に対する一部負担金等の免除等の取扱いについて」（保保発0502第1号等）第三の(2)③、「東日本大震災により被災した被保険者に対する一部負担金等の免除等の取扱いについて」（保国発0502第1号）第5の(1)③及び「東日本大震災により被災した被保険者に対する一部負担金等の免除等の取扱いについて」（保高発0502第1号）3の(1)③参照）。

この書類については、現在、警察当局と協議中であり、その取扱い等について追ってお示しすることとしているので、被保険者等から、主たる生計維持者が行方不明である場合の免除措置の申請がなされた場合には、当面、この書類の添付に代えて、被保険者等の申立てにより、免除の認定を行って差し支えないこと。この場合、被保険者等は、主たる生計維持者が行方不明であることについて、親類又は知人等による証明を受けることが望ましいものであること。

